

文化財保護No.6

守り育てよう みんなの文化財

—第6回京都府指定・登録文化財等の紹介—



指定 絹本着色松井与八郎像（部分）（宝泉寺・久美浜町）

京都府教育委員会

はじめに

京都府教育委員会は、京都府文化財保護条例（昭和56年京都府条例第27号）に基づき、昭和63年4月15日付けで38件の文化財を指定・登録・決定いたしました。

その内訳は、建造物指定3件8棟・登録4件10棟、美術工芸品指定10件・登録6件、有形民俗文化財登録2件、無形民俗文化財登録6件、記念物指定3件と文化財環境保全地区決定4件であります。

昭和58年4月に第1回の指定・登録を行ってから今回の第6回目までの累計は、指定159件、登録131件、決定48件・認定1件の合計339件になりました。

この冊子には今回指定・登録等を行いました38件の文化財を写真で紹介しましたが、これまでに刊行しました5冊とあわせて、郷土の歴史や文化を考えるためにご活用いただければ幸いです。

昭和63年8月

表紙写真の説明

松井与八郎（1576～93）は松井康之の嫡男として生まれた。数々の戦功をあげた若武者であったが、病を得て18歳で没した。この画像は死の翌年夭逝を惜しんで描かれたものである。顔や手は美しい肌色で賦彩され、小袖は萌黄色の地に草花文をあしらひ、袴・袴は紫地に白で松葉文を散らす。

巧みな色彩の配合が好ましい。変色もなく、描かれた当時の状況をよく伝えている。若年の武士の姿を描いたものとして希少であるばかりでなく、桃山時代の肖像画のなかでも傑出した作品として注目される。

（絵画）

お知らせ

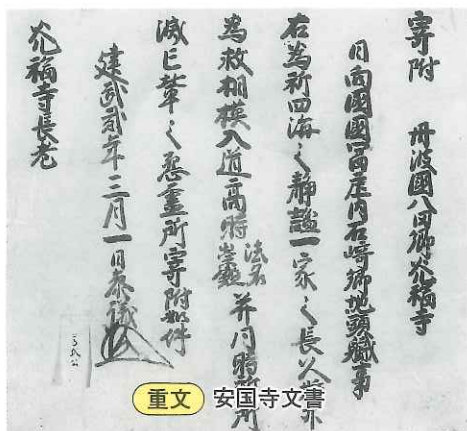
昭和58年4月15日付け府登録有形文化財「木造一山一寧坐像」（京都市）及び昭和58年4月15日付け府指定有形文化財「安国寺文書・天庵妙受遺偈」（綾部市）は、昭和63年

6月6日付けで国の重要文化財に指定されたので同日付けで府指定・登録は解除になりました。

（左写真提供 財団法人美術院）



重文 木造一山一寧坐像（部分）（南禅院）



重文 安国寺文書

＝建造物＝

酬恩庵は、一休禪師が康正2年（1456）に靈瑞山妙勝寺を再興し酬恩庵と号した禅宗寺院である。その時の面影を残す本堂をはじめ、慶安3年（1650）から承応3年（1654）にかけて前田利常によって再興された方丈及び玄関・庫裏・東司・浴室・鐘樓がすでに重要文化財の指定を受けている。今回、一休禪師が応仁の乱により、東山の麓にあった庵室虎丘を移し住んだといわれる虎丘庵（江戸初期17C後期）と同時期頃と思われる総門、中門を府の指定文化財とし、近世の妙勝寺を構成する歴史的重要な建物の保存を図り、あわせて旋律的な境内景観を形成し、方丈庭園（名勝）の借景ともなっている丘陵や境内地を文化財環境保全地区として歴史的に貴重な文化財を有する環境の保全を図ることとした。



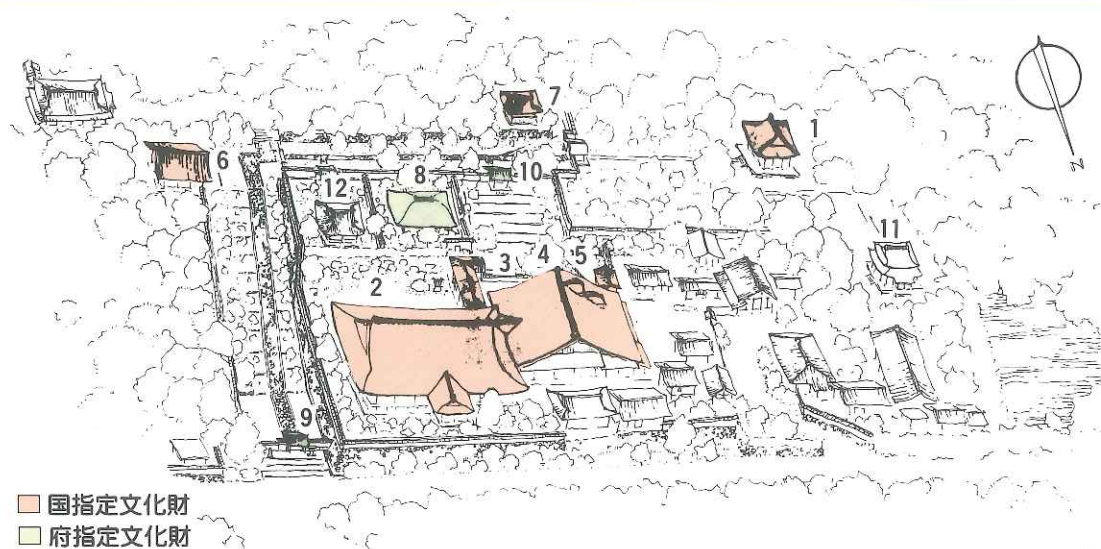
指 酬恩庵虎丘庵（田辺町）



指 酬恩庵総門（田辺町）



指 酬恩庵中門（田辺町）



- | | | | |
|------|------|-------|--------|
| ① 本堂 | ④ 庫裏 | ⑦ 鐘樓 | ⑩ 中門 |
| ② 方丈 | ⑤ 東司 | ⑧ 虎丘庵 | ⑪ 開山堂 |
| ③ 玄関 | ⑥ 浴室 | ⑨ 総門 | ⑫ 宗純王廟 |



③ 天竜寺勅使間（京都市）



④ 天竜寺中門（京都市）



⑤ 武尾神社本殿（園部町）



⑥ 武尾神社本殿（園部町）



⑦ 荒井神社本殿（八木町）



決定 ⑧ 荒井神社文化財環境保全地区（八木町）

- ① 慶長度（1613年頃）に造営された内裏の御門を移したもの。総檼造りの大型の四脚門で、桃山時代特有の装飾性を示している。
- ② 親柱（側面中央の柱）が棟を直接受ける禅宗様四脚門の形式をもつ。室町期の特色を示す。
- ③④ 元亀2年（1571）建立の一間社流造の遺構で、覆屋があるため、古材がよく保存されている。組物は、頭貫を延長した木鼻で受ける連三斗とするが、複雑な曲面をもつ木鼻が特徴的である。
- ⑤⑥ 永禄9年（1566）に建立された一間社流造の建物で、文久元年（1861）に建てられた茅葺の覆屋内に鎮座しており、屋根まわりに明暦3年（1657）の修理の手が加えられているが創建部材がよく残り、保守的な構造手法に地方色のある彫刻をもつ室町時代末期の貴重な建物である。また、境内地は、狭小ながら多彩な高木樹林の繁る景観がよく保たれており、文化財環境保全地区として保存を図ることとした。

①	②
③	④
⑤	⑥

安国寺は、綾部市安国寺町に所在する臨済宗東福寺派の寺院。足利尊氏の母上杉清子の氏寺で、室町時代中期頃までは諸国安国寺の筆頭として室町幕府の厚い保護を受けた。

現在の伽藍は、寛保3年(1743)建立の仏殿と寛政6年(1794)建立の方丈及び庫裏を中心とする。

仏殿は、単層で茅葺屋根の建物で、内部に禅宗仏殿の基本的構成要素を巧みに残しながら、装飾の多い近世風の仏堂に仕立て直している点が注目される。京都府北部における本格的な規模をもつ禅宗仏殿建築として価値が高い。

方丈は、通常の六間取方丈型で、近世後期の特色をもつ。現在栈瓦葺であるが、もとは茅葺と推定される。

庫裏は、地方寺院のものとしては大型で、間取りや方丈との取り合わせ方、二階座敷の存在などに近世中期の特色をもつ。

山門は、天保14年(1843)に建立され、四脚門形式であるが、男梁上に組物をおいて妻梁を重ねることによって総高を高くしている点に特色がある。

鐘楼は、通常四脚形式のものであるが、細部彫刻等に独創性が発揮されている。



指 安国寺仏殿 (綾部市)



指 安国寺方丈・庫裏 (綾部市)



指 安国寺山門 (綾部市)



指 安国寺鐘楼 (綾部市)



① 岡田国神社本殿 (木津町)



決定 岡田国神社文化財環境保全地区 (木津町)



② 岡田国神社拝殿 (木津町)



③ 岡田国神社舞台 (木津町)



④ 岡田国神社南氏子詰所 (木津町)



⑤ 岡田国神社北氏子詰所 (木津町)

①本殿は、石垣の上に透塀・鳥居を構えた一段高い所に建ち、左右に2棟が並ぶ一間社春日造の建物で安永3年(1774)の建立になる。春日大社の様式に酷似し、同時期に同一規模の建つ本殿形態は府下において希少な遺構である。

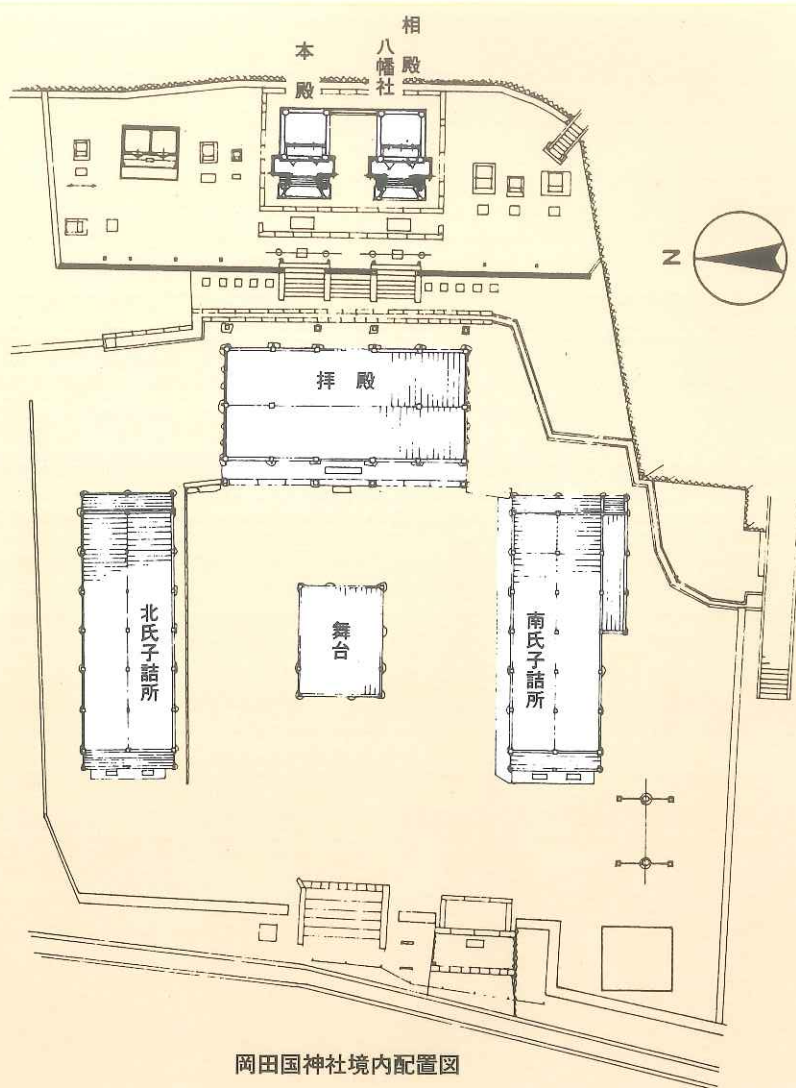
②広場には舞台を中心に拝殿、南・北氏子詰所が配され、こうした形態は山城地方の室町時代の惣の社の姿を伝える重要な遺構であり、鎮守の森につつまれ、社殿に集い楽しんだ村民の有様もうかがふ境内一帯を文化財環境保全地区として保存を図ることとした。

③拝殿は、元和6年(1620)頃に建立され、柱は太く、力強い梁組を見せ横長で大型の建物として価値が高い。

④舞台は、江戸末期頃の建立で、床が高く張られ四方が吹き放しとなり、神事能が行われる質素な建物。

⑤⑥南、北に相対して位置する氏子詰所は、観覧席ともなり舞台に向かって緩やかな傾斜が付いた建物で明治40年代に改修がなされている。

①	②
③	④
⑤	⑥



文化財環境保全地区の決定＝文化財を環境とあわせて守る＝

府指定・登録の有形文化財又は記念物について、その保存のため必要がある場合には、一定の区域を、所有者の同意を得て、文化財環境保全地区とします。これは、個々の文化財を「点」として保存する従来の保護制度を一步すすめて、文化財をとりまく環境と共に「面」として保存しようという他府県に例のない新しい制度です。

これまでに、文化財環境保全地区として、地域の守護神や神仏をまつり、建造物や祭礼・芸能等が守り伝えられてきた文化財の社寺境内地（43地区）、府南部の加茂町当尾地区に残る磨崖仏周辺（1地区4ヶ所）の44地区を決定しましたが、今回新たに酬恩庵地区・岡田国神社地区・八幡宮地区・荒井神社地区の4地区を決定し、合計48地区の環境を文化財と共に将来にわたり保存と活用に努めるものです。



① 絹本著色徳川市姫像（部分）（清凉寺・京都市）



② 絹本著色松井康之像（部分）（宗雲寺・久美浜町）



③ 木造僧形坐像（善願寺・京都市）



④ 木造地藏菩薩坐像（如意寺・宮津市）

＝美術工芸品＝

①	②
③	④

- ①徳川市姫（1607～10）は徳川家康の娘で、伊達政宗の嫡男忠宗の許婚者であったことでも知られる。肩から胸までと腰から下の部分に摺箔を用いた華やかな衣装を着ており、服飾史の面からも貴重である。女兒の肖像画は極めて希少であり、その細かな描写や像主の重要性も含めて、桃山時代の肖像画のなかでも注目すべき作品である。（絵画）
- ②松井康之（1550～1612）は綴喜郡松井（現・田辺町）からでた松井氏の一族で、幼少より將軍足利義輝に近仕し、その死後細川藤孝に仕えた。細川氏の丹後入国にともない、久美浜に館を置いて熊野郡を領した。武功顕かなばかりでなく茶人としても知られる。この画像は当時の家老クラスの肖像画として重要な作品である。（絵画）
- ③この2軀の像は大阪府観心寺の重要文化財木造僧形坐像に法量、技法、作風等の点から強い類似が認められる。観心寺像は883年撰の「観心寺勘録縁起資財帳」に記された「唐聖僧像一軀」に当たり、唐からの請来像とされる。唐代の木彫遺品は数少なく、この像も彫刻史、外交史の両面から注目される。（彫刻）
- ④安寿と厨子王の身代わり地藏として「金焼さん」、「身代わりさん」の愛称で信仰を集めている。膝裏や頸部内面に鎌倉時代の仏師快慶の若年期の作品であることを示す「アン（梵字）阿弥陀佛」の墨書銘がある。作風から見ても快慶の初期作に特有の張りのある姿である。右眼の玉眼押えに使われていた安阿弥陀仏御房宛書状包紙も同時に附指定された。（彫刻）

①	②
③	④

①②加茂町森の八幡宮の社叢林に囲まれた丘の斜面に露出するふたつに割れた片麻岩のそれぞれに龕状の窪みを彫り、陰刻線で不動明王像と毘沙門天像を表す。不動明王像の向かって右側に正中3年（1326）の年記が刻まれている。当尾磨崖仏を代表する像のひとつである。

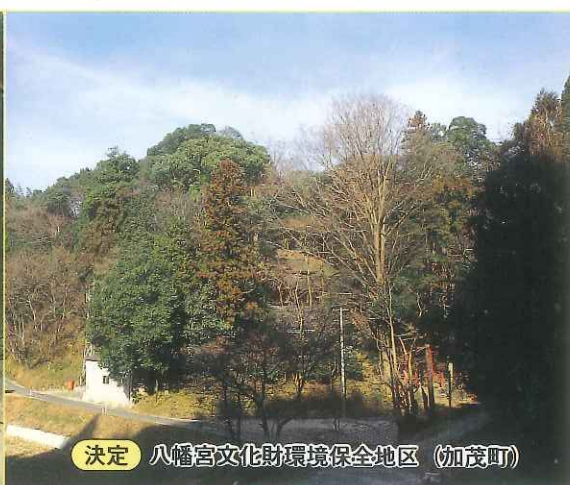
（彫刻） あわせて八幡宮の一带を文化財環境保全地区に決定した。

③この木製の絵仏供は国宝阿弥陀堂内の九体阿弥陀像の前に供えられる。仏供は炊き上がった米の飯を初めに仏前に供えたものであり、インド以来の風習である。木製の仏供も米飯の粒を表すものであるが、この仏供は花文等を描いており古様を示す。仏供のまとまった希有な例として資料的に貴重なものである。（工芸品）

④大福光寺に伝わる懸仏は年代的には鎌倉、南北町、室町の各時代にわたっている。特色としては小型のことが多いこと、すべて1面1尊の独尊構成になっていることがあげられる。尊像の種類では毘沙門天像が最も多く、「蕨の毘沙門」と俗称されるこの寺への信仰をよく物語っている。（工芸品）



指 当尾磨崖仏 { 不動明王立像
毘沙門天立像 (八幡宮・加茂町)



決定 八幡宮文化財環境保全地区 (加茂町)



③ 絵仏供 (浄瑠璃寺・加茂町)



④ 懸 仏 (大福光寺・丹波町)



① 制 札 (生身天満宮・園部町)



② 制 札 (大福光寺・丹波町)



③ 制 札 (金剛院・舞鶴市)



④ 制 札 (光明寺・綾部市)

せい 制 ざつ 札

長い期間にわたって特定の事項を広く知らせたい場合、その内容を木の板に書いて屋外にかけることは現在でも良く見られる。今回、京都府指定・登録文化財となった制札は、鎌倉・室町時代に権力者が寺院・神社を保護するために木札に境内での禁止事項を記して、門前に掛けさせたもので、古文書的一种である。長年戸外で風雨にさらされて文字が読めなくなったり、柱などに打ち付けるため穴があけられたりしている例が多い。

①文明13年（1481）、丹波国守護である細川高国が下した制札。当社にはもう1枚、天正3年（1575）の制札がある。

②建武4年（1337）、この地域の地頭代が下したものの。長年戸外に掛けられていたため、風化がはげしい。

③元弘3年（1333）、後醍醐天皇の新政が始まった直後に下されたもの。重要美術品。

④この制札は寺で製作した写しである。墨が落ちてほとんど判読できないが、嘉吉元年（1441）、守護の細川持之が下したものである。当寺にはもう1枚、文明10年（1478）の制札がある。

①	②
③	④



⑤ 制 札 (金剛心院・宮津市)



⑥ 制 札 (金剛心院・宮津市)



⑦ 制 札 (金剛心院・宮津市)



⑧ 制 札 (金剛心院・宮津市)

金剛心院には中世から近世の制札6枚が伝わる。全国でもこれだけよく保存された制札がま
とまっている例はない。写真以外に永禄3年(1560)と慶長6年(1601)の制札がある。

①	②
③	④

- ①元亨4年(1324)京都の六波羅探題が下したもの。現存する中世の制札の中で最も大きい。
- ②元弘3年(1333)5月、六波羅探題を滅ぼした足利高氏(のちの尊氏)が下したもの。
- ③建武3年(1336)後醍醐天皇に敗れて九州へ退いた尊氏が反攻、京都を占領した時に下した
もの。
- ④文亀4年(1504)、当時の丹後国守護代が下したもの。文章は定型化した表現になっている。

木に書かれた古文書

私たちが展覧会等で見ると古文書は普通紙に書かれているが、文書を木に書く場合も少なくない。
ここであげた制札もその一例であるが、その他にも村の掟を板に書いたもの(和歌山県・竈淵八
幡神社)や、寺への米や銭の寄進状を板に書いて、本堂の中に掛けたもの(福井県・明通寺、羽
賀寺他)、神社行事の頭役の順番を記したもの(兵庫県・南僧尾区)など、いずれも長い期間そ
の事実を知らせる必要がある場合に木札が用いられている。

①江戸時代まで久世郡佐山村にあった寺院に伝わった古文書。中世の文書を含む。写真は康応2年（1390）の寺領目録。巨椋池周辺の村の名前が見られる。（古文書）

①	②
③	④

②江戸時代に発掘された経筒。嘉応2年（1170）の銘文があり、経筒埋納の事情がわかる。蓋には火炎宝珠が付き、工芸品としても優れた作品である。（考古資料）

③④寺院跡の古墓群の中から発見された経塚遺物の一括。写真③は出土の状況。甕の中に銅経筒、竹経筒が納められていた。竹経筒は全国でも初めての発見。銅経筒の中には経文が納められていた。長年地中に埋まっていたためろうそくのように固まっていたが、修理の結果法華経と阿弥陀経と判明した。写真④は法華経の一部。（考古資料）

※写真提供③（財）府埋蔵文化財調査研究センター、④（株）岡墨光堂

経塚とは

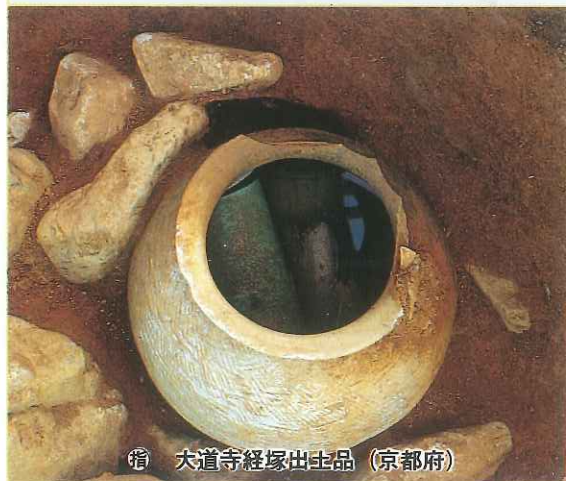
末法思想が広まった平安時代に、功德を積む手段の一つとして経典を書き写し容器に納めて地中に埋めたもの。56億7000万年後、弥勒菩薩が地上に降り立って人々を救済する時、功德を積んだ証拠になると信じられた。



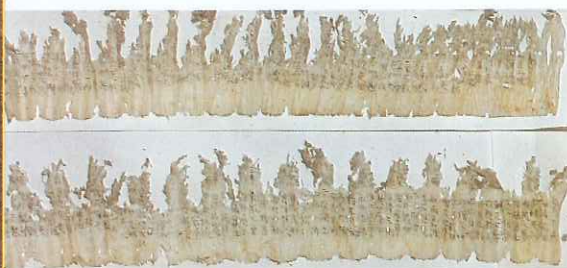
③ 東明寺文書（称名寺・久御山町）



② 銅経筒（円頓寺・久美浜町）



③ 大道寺経塚出土品（京都府）



④ 大道寺経塚出土品（京都府）



㊤ 照国稲荷奉納船絵馬 (宮津市由良港自治会)



㊦ 照国稲荷奉納船絵馬 (宮津市由良港自治会)



㊧ 玉司稲荷奉納船絵馬 (宮津市由良浜野路自治会)



㊨ 玉司稲荷奉納船絵馬 (宮津市由良浜野路自治会)

＝有形民俗文化財＝

①	②
③	④

①～④この船絵馬は、宮津市由良の小祠・照国稲荷①②と玉司稲荷③④にそれぞれ奉納されたものである。江戸時代から明治の半ばすぎまで、日本海沿岸諸港はいわゆる北前船の就航で大いに賑わった。その北前船の航海安全を祈願し、あるいは無事を感謝して、地元由良をはじめとする丹後の船主や船頭が奉納したもので、各10面伝存する。いずれも板に刷絵を貼り付けて彩色した絵馬で、大半が明治期のものだが、金比羅大権現奉納船絵馬とあいまって、この地方の交通・交易とその信仰の一樣相を示す貴重な資料である。

＝無形民俗文化財＝

①三社祭りと呼ばれる旧田原村大宮、一ノ宮、三ノ宮の祭礼行事で、三社の神輿が渡御する神幸祭(10月7日)と還幸祭(同10日)から成る。舞物座と総称される4つの芸能座が奉納する声翁(細男)や王鼻(王の舞)に特色を残す宮座祭祀の貴重な伝承である。

②③④この上げ松は柱松形式の火祭りで、8月24日夜に行われる。地区のはずれの松河原と呼ぶ河原に柱状の大松明を立て、その先端にとりつけたモジという逆円錐形の燃料部に、着火した長さ15cmほどの小松明を競争で放り上げ、盛大に炎上させる行事である。盛郷②では、大小2本立て小さい方を子供用とする。モジはその上面の直径が手拭の長さ(約80cm)と決

まっており、そのため小松明を上げるのはたいへんで、その間くり返し放り上げられる小松明が火の放物線を描き壮観を呈する。こうした柱松行事は、なお各所に伝わり、いずれも愛宕山への献火行事とされている。これらもその一事例であり資料として貴重である。

①	②
③	④
⑤	⑥

⑤ 亀島を構成する4地区（高梨・立石・耳鼻・亀山）でそれぞれに行われる盆行事。8月16日の船づくり（長さ4 mほど）とその船に村中の精霊を乗せて流す盆送りが中心で、地区をあげて行われる。こうした共同体行事としての精霊送りはあまり例がなく、資料としての価値が高い。

⑥ 本庄地区に散在する三野姓の一統が構成する宮座の祭事。3月17日の祭事の終わりに福棒を授けるところから福棒祭りともいわれる。宮人の宮籠り、花・棒づくり、御面拝載、戌亥の歌などの行事があるが、本来は修正会にはじまるもので、それが同族祭祀として行われるところに特色のある伝承であり貴重である。



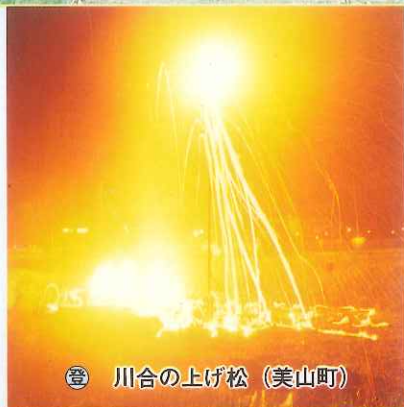
⑤ 宇治田原三社祭の舞物（宇治田原町）



⑤ 盛郷の上げ松（美山町）



⑤ 殿の上げ松（美山町）



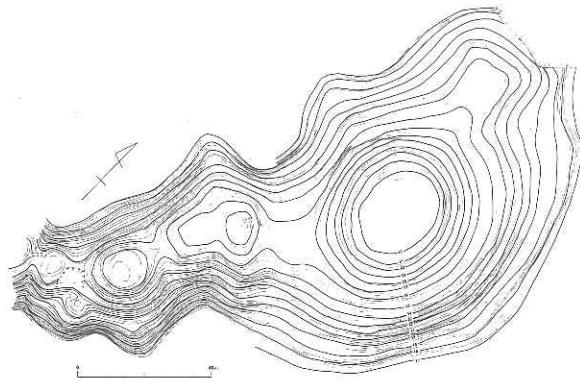
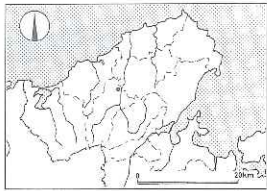
⑤ 川合の上げ松（美山町）



⑤ 亀島の精霊船行事（伊根町）



⑥ 宇良神社延年祭（伊根町）



③ 湧田山古墳群（峰山町）一同志社大学考古学研究会提供一



② 養林庵書院庭園（宇治市）



③ 旧府知事公舎のエノキ（京都市）

＝史跡・名勝・天然記念物＝

①	
②	③

- ①峰山町字丹波、矢田に所在。この付近は、古代の丹波（丹後）地方の中心地の一つで遺跡が密集している。この古墳群は、前方後円墳や大小の円墳約30基で構成され、今回指定はその一部である。その中で、1号墳は、全長約100m、帆立貝式的大型前方後円墳で、前方部を北にむける。古墳群の立地や墳形、構成などが注目される重要な遺跡。（史跡）
- ②宇治市の平等院鳳凰堂南西の浄土院内に所在。書院の東・南側を釣型にとり囲む平庭で、書院からの坐観と建物南西隅の茶室に至る露地としての通用を巧みに両立させている。南西隅に置かれた尖頭の立石と太棹の織部燈籠が庭の焦点をなしている。一説には細川忠興（三斎）の作といわれる。（名勝）
- ③京都市上京区烏丸中立売上ル西側の旧府知事公舎北辺に所在。胸高幹周4.88m、樹高約20m。周辺の地域は、幕末までの公家町であり、御所外苑にも多数の老樹が見られるが、市街地におけるエノキとしては最大級のもの。近世の市街緑地の構成樹種が残されている例として価値が高い。（天然記念物）

地域	種別 区分	有形文化財								無形文化財	民俗文化財		史跡名勝天然記念物				文化財環境 保全地区 (決定)	選定技術 (選定)	保持団体 (認定)	合計	
		建造物	美術工芸品								有形	無形	史跡	名勝	天然記念物	小計					
			絵画	彫刻	工芸品	書跡典籍	古文書	考古資料	歴史資料											小計	
																					指 定 登 録
京都市内	指定	17	4	4	7		1	2	18			1	1	1	3				38	43	
	登録	5																	5		
乙 調	指定	2		1		1			2			1	1	1	2				7	10	
	登録	3																	3		
山 城	指定	6	1	8	5		2		16		3	3	2	4	9	27			34	104	
	登録	25	1	5	1		3		11		6			1	1				43		
北 桑 田	指定	2		1				1	2		1	2			2	2			7	13	
	登録										4								4		
南 丹	指定	2	1	2		3	1		7		4	1	2	1	4	9			17	47	
	登録	12			5				5		4								21		
中 丹	指定	7	4				3		7	1	1	1			1	7			19	52	
	登録	7		3	2		2		7		11								25		
与 謝	指定	2	4	1	1		1		7		3	2	4	2	8	1			20	32	
	登録	2			1				1	3	5								11		
丹 後	指定	2	3	1	2			1	7		3	4	1		5	2			17	33	
	登録	2	5				1		6		6								14		
合 計	指定	40	17	18	15	1	10	5	66	1	1	16	15	11	9	48		1	159	(※5)33	
	登録	56	6	8	9		5	1	30		3	36		(※5)6	(※5)6				131		
		96	23	26	24	1	15	6	1	96	1	4	52	15	11				(※5)15		(※5)41

◎天然記念物の※は「地域を定めず」

昭和63年6月1日現在

市町村名				有形文化財										無形文化財	民俗文化財	史跡	名勝	天然記念物	文化財環境保全地区	選定技術	保持団体	合計	制定年月
				建造物	美術		工芸品	典籍	古文書	考古		資料	小計										
					絵画	彫刻				工芸品	典籍												
京都市	指定登録	46	22	24				2	2	50		1	1	4	14	17	7			140	56.10		
向日市		15	3	5			25		5	33		1	38	10	2	7			106	59.9			
長岡京市				5			1	3		9						3			11	50.7			
大宇治市											1								12	60.4			
宇治市		2	3	18		2		3		26	1			1					27	44.4			
八幡市				2			1			3		2							8	61.4			
久御山町			1	1				1		3									3	60.4			
田辺町													2							2	50.3		
井手町		6		8		1		1		10		1		1	1				19	48.10			
山本町					1				8	10				3	3				16	47.9			
加茂町				2					1	3									3	60.10			
和束町																				61.4			
精華町																							
南山城村			1	9	6	1				17										51.12			
京北町																			17	53.10			
美山町		7	4	16	5	2	2	1		30		1		2		1			41	43.12			
亀岡市				4					1	4									4	44.3			
八木町		4		4						4									8	59.3			
丹波市																				62.4			
日根町		6		17	9	2				28		1	2	1					38	51.4			
瑞穂町				3						3									3	60.3			
綾部市			1							1			1						4	53.12			
福知山市		4	3	12	3	3	7			28			2	1		2			35	40.4			
舞鶴市		3	7	14	1	6	3			31			9	1		2			46	38.6			
舞鶴市		3	6	13	9	3	1	1	2	32			5	1		6			47	38.10			
夜久野町																				47.8			
三和町			9	6	2	4				21	1			4					26	59.12			
大宮町		5	3	7	2	3	3	1		19									34	48.4			
加茂町		2	3	9	2			1		15		6	1	3		2			20	58.12			
岩手町																			39.7				
岩手町					1					1			1			1			3	40.7			
伊賀市		1										1	8						10	60.6			
野田川町																							
峰山町			7	1	2		1			11			2	1						59.7			
大宮町		1	5	2	2					9			1	3					14	52.3			
大網町		1		1	1	1			1	4				3	2	1			14	58.3			
丹波市			2	2	1				1	6				3		2			11	46.6			
弥栄町					2				2	4									11	55.3			
久美浜町																			4	48.3			
久美浜町		1		4	1					5				1					7	53.3			
郡部	計	46	57	162	50	25	21	30	3	348	2	12	34	29	7	20			498				
合計	指定登録	92	79	186	50	25	21	32	5	398	2	13	35	33	21	37	7		638				
	登録	15	3	5			25			33		1	38	10	2	7			106				
	計	107	82	191	50	25	46	32	5	431	2	14	73	43	23	44	7		744	38/44			

*文化財環境保全地区(決定)は、指定件数に含めた。

TEL. (075)451-8111 (内線 2880)

TEL. (075) 451-8111 (内線 2880)